



会 長	専務理事	事務局長	経 理	庶 務	
					

東 労 基 発 1209 第 2 号
 令 和 元 年 12 月 9 日

事業場団体の長 殿

東京労働局労働基準部長



積雪・凍結による転倒災害等防止について

平素より、東京労働局の行政推進に当たり、格別の御理解と御協力を賜っており厚く御礼申し上げます。

令和元年の都内における労働災害の発生状況は、10月末現在で、休業4日以上之死傷災害件数は7,352件であり、前年同期(7,449件)に比べ減少しているものの、10年ぶりに1万人を超えた前年に迫る勢いをみせています。

このうち転倒による災害は、1,772件と全体の約24%を占めており、前年同期(1,962件)と比較して約9%減少しているものの、依然として、労働災害全体の中でも最も多くの割合を占めています。

冬季においては、積雪・凍結を原因とする、転倒災害、自転車及び車両運転中の交通労働災害、建物屋根等の除雪作業中の墜落・転落災害等の労働災害が懸念されます。

特に、平成26年及び平成30年に発生した積雪量20センチメートルを超える大雪後には、屋外のみならず、屋内を含めた転倒災害が大幅に増加したことから、これら転倒災害を防止するためには、天候急変に対処できるよう気象情報の収集を行い、事前に対策を講じることが重要です。

つきましては、当局において、冬季における転倒災害防止を目的とした別添のリーフレットを作成しましたので、これを御活用いただき、貴団体の広報媒体を通じて、冬季における積雪・凍結による転倒災害等防止等の周知啓発に御協力賜りますようお願いいたします。

なお、東京労働局のホームページ (https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/news_topics/topics/2017/9_00002.html) にも電子媒体を掲載しておりますので、併せて御活用ください。

